

# 人権擁護・虐待防止等の適正化指針

社会福祉法人下総プリンスクラブ

ケアハウス下総プリンスクラブ

特別養護老人ホーム白英荘（従来型）

白英荘（従来型）短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム白英荘（ユニット型）雅

白英荘（ユニット型）雅短期入所生活介護事業所

デイサービスセンター白英荘

古河市在宅介護支援センター白英荘

白英荘居宅介護支援事業所

令和6年4月1日

## 施設における人権擁護・虐待防止等の適正化における基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

### 虐待の定義

- 1 身体的虐待  
高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加える事。
- 2 介護・世話の放棄・放任  
高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を擁護すべき職務上の業務を著しく怠る事
- 3 心理的虐待  
高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事。
- 4 性的虐待  
高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる事。
- 5 経済的虐待  
高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得る事。

### 人権擁護・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

- 1 高齢者虐待を適正化することを目的に各事業所内において「人権擁護・虐待防止委員会」を設置。また、代表者会議において「下総プリンスクラブ人権擁護・虐待防止委員会」を開催する。

- 2 各事業所における「人権擁護・虐待防止委員会」は以下の構成メンバーで構成する。  
委員会担当職員 看護職員 施設ケアマネ 管理栄養士 生活相談員等  
※生活相談員を虐待防止に関する専任担当者とする。  
「下総プリンスクラブ 人権擁護・虐待防止委員会」は以下のメンバーで構成する。  
施設長 副施設長 事務長 看護職員  
虐待防止専任担当者（生活相談員等）
- 3 各事業所における「人権擁護・虐待防止検討委員会」は、施設サービス事業所については3か月に1回以上開催し、その他事業所は6か月に1回以上開催する。  
「下総プリンスクラブ人権擁護・虐待防止検討委員会」は3か月に1回以上開催する。
- 4 「下総プリンスクラブ人権擁護・虐待防止検討委員会」の課題は具体的に下記のような内容について協議します。
  - ① 人権擁護・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
  - ② 人権擁護・虐待防止の為の指針の整備に関すること
  - ③ 人権擁護・虐待防止の為の職員研修の内容に関すること
  - ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ⑤ 職員が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待防止の為の研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発するものであると  
共に、当該施設における指針に基づき虐待防止を徹底します。
- 2 実施は身体拘束の適正化研修と併せ、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を行います
- 4 研修内容に関しては、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、記録として保存する。

## 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位を問わず厳正に対処します。
- 2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先します。

## 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項について

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合には、他の上席者等に相談します。
- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には報告を行ったものの権利が不当に侵害されないよう細心の注意をはらったうえで、虐待を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、実用に応じ、関係者から事実確認をします。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認後の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等の則り必要な措置を講じます。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、人権擁護・虐待防止委員会において、当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 6 施設内で虐待等発生後、その再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても事実確認及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 7 必要に応じて、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 成年後見制度の利用支援に関する事項について

- 1 利用者又はご家族に対して利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

## 虐待に係る苦情解決方法に関する事項について

- 1 虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待を行った者である場合には、ほかの上席者に相談します。
- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは上記の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者に対応を相談します。

## 入所者等に対する当該指針の閲覧について

施設内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、ご利用者様、ご家族様がいつでも閲覧できるようにする。

## その他虐待の防止の推進の為に必要な事項について

社会福祉協議会や高齢者福祉協会等で提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

★古河市高齢者虐待相談窓口

古河市 高齢介護課	0280-92-4921
高齢者サポートセンター古河 (古河市地域包括支援センター 古河)	古河地区 古河市新久田 271-1 古河福祉の森会館附属棟 0280-23-6517 0280-92-3111 (休日・夜間)
高齢者サポートセンター総和 (古河市地域包括支援センター 総和)	総和地区 古河市上大野 1889-1 特別養護老人ホーム 希望の森内 0280-23-5661 0280-92-3111 (休日・夜間)
高齢者サポートセンター三和 (古河市地域包括支援センター 三和)	三和地区 古河市仁連 2228-7 古河市三和地域福祉センター 0280-77-1901 0280-92-3111 (休日・夜間)

★行政機関その他苦情受付期間

古河市役所 介護保険課 (健康の駅)	所在地 茨城県古河市駒羽根 1 5 0 1 電話番号 0280-92-5838 F A X 0280-92-7564 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
桜川市役所 介護保険課 (岩瀬第2庁舎 1階)	所在地 茨城県桜川市岩瀬 6 4 番地 2 電話番号 0296-75-3158 F A X 0296-75-4690 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
下妻市役所 介護保険課 (第2庁舎 2階)	所在地 茨城県下妻市本城二丁目 2 2 番地 電話番号 0296-43-2111 F A X 0296-43-4214 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

<p>常総市役所 幸せ長寿課 介護保険室 (議会棟 1階)</p>	<p>所在地 茨城県水海道諏訪町3222-3 電話番号 0297-23-2913 FAX 0297-20-1900 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:30</p>
<p>筑西市役所 介護保険課 (本庁舎2階)</p>	<p>所在地 茨城県筑西市丙360番地 電話番号 0296-22-0528 FAX 0296-24-7333 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15</p>
<p>坂東市役所 介護保険課 (市役所 1階)</p>	<p>所在地 茨城県坂東市岩井4365番地 電話番号 0297-35-2121 FAX 0297-21-2193 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15</p>
<p>結城市役所 介護保険課 (本庁舎 1階)</p>	<p>所在地 茨城県結城市大字結城1447 電話番号 0296-34-0417 FAX 0296-20-8767 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15</p>
<p>五霞町役場 健康福祉課 高齢者支援グループ (役所 1階)</p>	<p>所在地 茨城県猿島郡五霞町大字小福田11 62番地1 電話番号 0280-84-0006 FAX 0280-84-0149 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15</p>
<p>境町役場 介護保険課 (役所 1階)</p>	<p>所在地 茨城県猿島郡境町391番地1 電話番号 0280-81-1323 FAX 0280-86-7521 受付日 毎週月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15</p>
<p>八千代町役場 長寿支援課</p>	<p>所在地 茨城県結城郡八千代町大字菅谷11 70 電話番号 0296-48-1111</p>

	<p>受付日 毎週月曜日～金曜日</p> <p>受付時間 8：30～17：15</p>
野木町役場 健康福祉課	<p>所在地 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571</p> <p>電話番号 0280-57-4111</p> <p>受付日 毎週月曜日～金曜日</p> <p>受付時間 8：30～17：15</p>
国民健康保険団体連合会 介護保険課（苦情相談室）	<p>所在地 茨城県水戸市笠原町978-26</p> <p>電話番号 029-301-1565</p> <p>FAX 029-301-1579</p> <p>受付日 毎週月曜日～金曜日</p> <p>受付時間 8：30～17：00</p>
茨城県運営適正化委員会 （茨城県社会福祉協議会）	<p>所在地 茨城県水戸市仙波町1918</p> <p>電話番号 029-305-7193</p> <p>FAX 029-305-7194</p> <p>受付日 毎週月曜日～金曜日</p> <p>受付時間 9：00～17：00</p>



**【関係機関等への連絡】**

- 施設長（管理者）から主治医（総和中央病院・多治見守泰医師）への連絡を行い、重篤化を防ぐ為、適切な医療及び指示を受ける。
- 利用者家族への連絡し、発生状況を説明し、健康調査や二次感染予防について協力を依頼する。
- 古河保健所等への報告を行う。

○夜間（17:30～8:30）緊急時オンコール

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 施設長         | 080-5518-5762 |
| ② 副施設長（ユニット型） | 090-6924-1921 |
| ③ 副施設長（従来型）   | 090-4114-7231 |
| ②看護（1）        | 080-4127-4500 |
| ③看護（2）        | 080-4127-4501 |

○主治医

主治医：総和中央病院

多治見守泰医師      090-2474-5935

○協力医療機関

総和中央病院      0280-92-7055

○行政機関

①古河保健所      0280-32-3021

②古河市高齢介護課      0280-92-4951

## 7. 附則

- (1) 本指針は平成27年4月1日から施行する。
- (2) 本指針は随時見直しを行うこととする。
- (3) 本指針について、平成29年4月1日から一部改正施行する。
- (4) 本指針について、令和4年4月1日から一部改正施行する。
- (5) 本指針について、令和6年4月1日から一部改正施行する。

## <参考資料>

### 【虐待とは】

何が虐待かは人によって捉え方もまちまちです。しかし、「高齢者虐待防止法」では次の5つの行為の類型をもって「虐待」と定義しています。

#### (1) 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」

#### (2) 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」

#### (3) 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

#### (4) 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」

#### (5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」

#### (1) 身体的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」と定義されています。次に記載されていることは、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「身体的虐待を受けた」と感じている行為です。

1. 微熱を理由に、ベッド上での生活を強制された。
2. 声掛けの為に腰を叩かれ、とても痛かった。
3. 大きなスプーンで口一杯に入れる為、上手く飲み込めず、むせてしまう事がある。
4. 車椅子の移動、あるいは食事の介助、衣服の着脱時等、乱暴であったり、テンポが速く、利用者がおどおどしている場面を見ることが多い。
5. 利用者に布団を掛けるとき、放り投げるように掛けた。
6. 関節可動域に制限があるにも関わらず、健側から無理矢理着替えをさせた。
7. 経管栄養のチューブを抜き取る事があったので、ベッドに手を縛られた。縛り方に問題があり、痛々しかった。
8. 臥床する時、少し乱暴に寝かせているのを見かける。
9. 車椅子のベルトで拘束されているのを目撃した
10. トイレに閉じこめられた。
11. つねられたか、はたかれたようで、手足に触れると「痛い、痛い」という。腕や足につねられたような傷跡と内出血があった。
12. 認知症だから分からないだろうと思って、頭を叩かれた。
13. 車椅子を強く押し放つ。
14. 点滴のアザと打撲と間違えるような対応の仕方があった。
15. 声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた。

## (2) 介護・世話の放棄・放任

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長期間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」と定義されています。次に記載されていることは、利用者又は家

族が不快であったり悲しかったり、「介護・世話の放棄・放任」と感じている行為です。

1. まだ十分トイレで対応できる時も朝の1回のみトイレで対応。朝以外はおむつ対応。
2. 訪室の度に目やにがたまっている。
3. 洋服がはだけたり、汚れているのにそのまま。
4. いつ面会に行っても、同じ洋服を着ていることが多い。
5. 夜間はオムツ交換をしてくれず、寝間着からシーツがびしょびしょになり、冷たかった。
6. 汚れたシーツを替えてくれなかった。
7. ベッドのシーツの上の食べこぼしが常にある。
8. 入浴後、髪の毛を乾かしてもらえない。
9. 排泄後のズボンがねじれていることが結構ある。
10. 一日中おしゃべりさせたり、椅子に座らせっぱなしだったり、積極的に働きかけをする姿勢がない。
11. 忙しい時間帯は寝かせてられている。
12. 発熱時、家族が面会に行き、やっと氷枕をしてもらえた。
13. 衣類の調節をしてもらえなかった。
14. 食事介助のスピードが早い。
15. 介助法を工夫して、食事摂取量を増やして欲しいとお願いしたが、「うちでは出来ない。嫌なら他の施設に移ってくれ。」と言われた。
16. 粥を落下させてしまった人に対して、「あら残念ね」と言って、代わりにものを運んでこなかった。
17. 今は忙しいから、後でと言われた。

18. 大小便の処置に困り、呼んだが、なかなか来てくれなかった。
19. 呼び出しボタンを押しても、なかなか来ない。
20. 職員を呼んでもなかなか来てくれないことが何度もあった。

### (3) 心理的虐待

法では、「高齢者に対する著しい暴言又は著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。」と定義されています。次に記載されていることは、調査の結果、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「心理的虐待を受けた。」と感じている行為です。

高齢者虐待防止法の定義をそのとおりに解釈すれば、当てはまらない内容もあげられています。しかしあくまで「高齢者の気持ちを起点にする」考え方をとれば、深く受け止めるべきでしょう。

- 1 耳の遠い方が多い為、声が大きくなるが正常な方は怒られているように感じる。
- 2 「入所しているのは、あなた1人ではないんだから。」と言われた。
- 3 認知症老人に対して、「同じことを何回も言わない。」「何回言ったらわかるの?」「さっきトイレに行ったばかりでしょう。」などと声を荒げて言う。
- 4 食べ残しをすると「残した物は捨てなければならないのよ。」と強い口調で言われた。
- 5 上から物を言う。高齢者（年長者）を敬う態度から遠い。
- 6 名前を間違えられた。
- 7 「何をやっているんだ。」「何ぐずぐずしているんだ。」等、乱暴な言葉遣い
- 8 母の名前を呼び捨てや「おばあさん」と呼ぶ。
- 9 「それはやめましょう。駄目です。」等の指示をしている態度。
- 10 本人の前で気になるような言葉をしゃべっている。
- 11 本人のいる前でトイレ（便の事）に関して話された。
- 12 手のかかる人に対して聞こえない素振りをした。
- 13 忙しいことを理由に話を聞いてもらえない。
- 14 「早く食べて」と急がせる言葉を言う。
- 15 返事をしない職員がいた。
- 16 車椅子の老婦人が「帰りたい」と言っていることに対して無視をしている。

- 17 けがをした際必要以上に「〇〇さん、わかりましたか？」といろいろな職員に確認された。
- 18 認知症なので本人は、わからないがあだ名をつけて呼んでいた。
- 19 「臭い、臭い。」「ぼっちいね」と声かけながらおむつ交換をした。
- 20 厳しい口調で利用者に対しているのをみた。
- 21 自室での喫煙はしていないのに「タバコの臭いがする。」と言われ「うそつき」と言われた。
- 22 同じことを何度も言う人「うるさい。」と言う。
- 23 化粧をしている母に対し、眉の描き方におかしいと平気で言う。
- 24 子供に対してするように頭を撫でる。
- 25 お願いをした際に、不快な顔をされ少し、嫌な感じだった。
- 26 1分1秒でも一緒に居たくない態度が見える。
- 27 夜間の失敗に対して「待機している人が1,000人もいるのに入れたんだから」と恩着せがましいことを言った。
- 28 おむつ交換時 「またこんなに汚して」と言った。
- 29 「お前なんか死んでしまえ。そしたら自分が楽になる。」と言われた。
- 30 意思疎通の出来ない人に対して「もう食べないの？」と言った。
- 31 「何回も鳴らすな！」と不機嫌な顔で叱られた。
- 32 「あれが悪い」「これが悪い」と短所ばかり言う。
- 33 上肢に片麻痺があり使えないのに、両手でしか出来ない作業を与えられた。
- 34 食事量が減少している利用者に「食べないと死んじゃうよ。」と言っていた。

ここに記載された内容は、高齢者虐待防止法の「暴言」「著しい心理的外傷を与える行動」だけではありません。その内容は、

- ① 高齢者の尊厳の保持されていない対応が多く含まれています。その内容は、子供扱い、高圧的態度、事務的態度、指示的態度、高齢者への配慮に欠けた無神経と思われる言動などがある。
- ② 組織的、管理的な問題として施設側の管理優先での利用者の行動の自由を不当に制限したり、家庭生活の環境に近づけたり保つ努力の欠如がある。
- ③ 処遇及びケアの質として、個別ケアと利用者中心のケアがされていない場合も見られます。また職員の説明不足や職員の一方的判断もしくは決めつけ。
- ④ コミュニケーション技術不足。

#### (4) 性的虐待

法では、「高齢者においせつな行為をすることまたは高齢者をしておいせつな行為をさせること」と定義されています。次の記載は、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「性的虐待を受けた」と感じている行為です。

- 1 カーテンを開けっぱなしで女性のおむつ交換をしていた。
- 2 カーテンもせずに廊下から丸見えの状態でパンツを脱がせっぱなし。
- 3 下着を履いているかどうかズボンを下げて確かめる
- 4 入浴、排せつなど身体介護で恥ずかしいことをされた。
- 5 いきなり懐に手を入れて脇の下を触る
- 6 男性介護士が母のおむつ替えに来たとき、他の入所者の性的なことを話題にあげて話をしていた。
- 7 短期入所の身体検査の時、傷の有無を体中調べられて、肛門まで見られた父はとても恥ずかしい思いをした。

#### (5) 経済的虐待

法では、第2条第5項「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益をえること」と定義されています。次に記載することは、調査の結果、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「経済的虐待を受けた」と感じていることです。

- 1 職員に金品を要求された。
- 2 不当な利用料金を請求されている。
- 3 事前連絡なしにお小遣い預り金でゴム印を購入されていた。
- 4 備品を使用していないのに料金を取られた。

## 【身体拘束禁止と高齢者虐待との関係】

介護保険施設などでは、指定基準等において、「入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの身体を自由を奪う身体拘束は行ってはならない」とされており、原則として禁止されています。

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛（心理的虐待）を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう（身体的虐待）危険性があります。

高齢者が他者から不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束は原則としてすべての高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられています。

## 【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型の抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。



- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

**【身体拘束の緊急やむを得ない場合とは】**

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべてを満たすことが必要）

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束は一時的なものであること

○ 身体拘束は原則禁止のため、家族の同意が「ある」「なし」に関わらず許されるものではありません。また、家族から安全確保のため拘束希望が出されたとしても、施設が家族と話し合いを重ねて身体拘束廃止の理解を求めていくことが重要です。

○ 「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要で、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者や家族などに対して十分に説明し、理解を求めることが必要です。

# 身体拘束等適正化指針

社会福祉法人下総プリンスクラブ

ケアハウス下総プリンスクラブ

特別養護老人ホーム白英荘（従来型）

白英荘（従来型）短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム白英荘（ユニット型）雅

白英荘（ユニット型）雅短期入所生活介護事業所

デイサービスセンター白英荘

令和4年9月1日

## 一 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

### 1) 序

- 平成 30 年度介護報酬改定において、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や指針については必置化され、当該基準を満たしていない場合には、「身体拘束廃止未実施減算」として、1日あたり 10%減算されることとなりました。
- 当施設においても、これまで身体的拘束等の適正化を進めてきたところですが、今般、改めてご利用者の尊厳にたち、適切に基準を満たした施設として運営を進めていく姿勢が求められております。これらの観点から身体的拘束の適正化に向けた取り組みや、やむをえず身体的拘束を行った場合の報告方法等に関して本指針のとおり示すものです。

### 2) 指定介護老人福祉施設における指定基準—原則禁止

- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第 4 項においては、「指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」とされています。

### 3) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

- 原則身体的拘束は実施してはならないとされていますが、同じく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第 11 条第 5 項においては、「指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」とされています。
- このことから、以下 3 つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性：	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 4) 当施設における考え方

#### a. 身体拘束の原則禁止

- 当施設においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

## b. やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。
- ・ また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

## c. 日常のケアにおける留意事項

- ・ 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます
  - ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます
  - ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます
  - ③ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応を行います
  - ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません
  - ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束適正化検討委員会において検討をします
  - ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます

## 二 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

### 1) 身体的拘束適正化検討について

- ・ 当施設では、身体拘束の廃止及び適正化に向けた身体的拘束適正化検討委員会を設置します。ただし、事故防止委員会及び感染対策委員会との一体的な運用も可能とします。

#### ①設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざる得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全への指導

#### ②身体的拘束適正化の構成員

- ・ 施設長
- ・ 副施設長（安全対策担当者）
- ・ 看護職員
- ・ 生活相談員

- ・ 介護支援専門員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 管理栄養士
- ・ 介護職員
- ・ その他必要に応じ、第三者や精神科専門医等の専門家にも参画いただく

#### ④ 身体的拘束適正化検討委員会の開催

- ・ 当施設では、「身体的拘束等の適正化のための職員研修」とあわせて、少なくとも3か月に1回開催し、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- ・ 数時間以内に身体拘束を要する場合等、緊急性と生命保持の観点から多職種協働での委員会を開催できない場合があります。その際は、複数意見の確認等により、各スタッフの意見を盛り込み検討します。

### 三 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 介護に関わる全ての従業員に対して、身体的拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施します。
- ・ 少なくとも毎年2回の開催とし、それ以外の開催は必要に応じ開催します。
- ・ 新規採用時には、必ず本研修を実施します。
- ・ 本研修の実施内容については記録をし、保存することとします。

### 四 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・ 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで上席者への報告を行うこと。当該報告をうけた上席者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

### 五 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

#### 1) やむを得ず身体拘束を行う場合

- ・ 本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### ＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイレール）囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

#### ① カンファレンスの実施

- ・ 緊急やむを得ない状況になった場合、身体的拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。
- ・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### ②利用者本人や家族に対しての説明

- ・ **様式1**をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③記録と再検討

- ・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、**様式2**を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### ④拘束の解除

- ・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。
- ・ 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合があります。

ますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保証人等）に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

## 六 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- ・ 本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。
- ・ 当施設では、電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとします。

## 七 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- ・ 本施設内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

以上





様式2 緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録			
○ ○ ○ ○ 様			
月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン